

〔シンポジウム〕

「信教の自由と宗教活動の限界」

討論(質疑・応答)の部

司会者 桐ヶ谷(創価大学)

それではこれから討論に入りたいと思います。まず、弁護士の長谷川正浩会員から紀藤会員に対する質問です。二問あります。第一の質問は、日弁連の判断基準は、被侵害利益よりも侵害行為の態様に傾きすぎた文言が使用されていると思います。同じ態様の行為であっても、被侵害利益の価値如何によって違法性の有無が決まっているのですから、行為の態様だけではなお違法といえない場合も出てくると思います。日弁連でのこの点の議論を紹介していただければと思います、というものです。第二は、この基準は弁護士が司法的救済手段をとる場合の目安と理解していましたが、日弁連は宗教団体にこの基準を遵守することを望んでいるのでしょうか、そうなる和被侵害利益との相関関係についてももう少し詳しく表現する必要があるのではないのでしょうか、という質問でございます。二問続けてお答え頂きたいと思います。

解答者 紀藤(弁護士) すぐに答えるのが難しい質問ですけども、うしろの方だけ誤解があるようなのでご説明さしあげますと、日弁連は宗教団体にこの基準の遵守を望んでいるわけではありません。これははっきり書いてある通りです。ただもともと私の認識はそうかも知れません。そういう気持ちはありました。要するに当初はガイドラインを作って何かやってもらいたいなと思っており、その範囲でお願いレベルでの議論がありました。ですけど結局何故、救済の指針になったのかという風にいきますと、日弁連内でもいろいろ議論があつて、結論からいいま

すと、なにか宗教団体に守って下さいというようなガイドラインを作るのはおこがましいんじゃないか、と日弁連としての活動の枠組みを越えるんじゃないかという風な意見がありまして、結局日弁連内では、各宗教団体に守ってほしいという基準を示すのではなくて、こういう場合は問題ですよというような消費者被害、具体的な消費者被害が出た場合にこういうレベルがあれば問題ですよというような基準を示すべきというような議論になって、結果的にあの表題からもわかりますとおり、「消費者被害等の救済の指針」という表題になったというのが結果です。ですから結論としては、決して遵守するように望んでいるのではないので前提がちよっと違うんですね。だから、さつきは私の私見、あの私の気持ちと日弁連の気持ちは違うというレベルの話をしたと思います。ただし僕自信は日弁連の立場には疑問を持っているんですね。何故かといったら、例えば宗教団体だけじゃなくて企業に対してだって意見書を出すことはたくさんありますし、私に関わった意見書でも、対NITに対する意見書とかいうのもありましたし、別に意見がある団体に向けて、ある集団に対して向けるというのは別におかしいことではないと思っただけなんですけれども、ただ、宗教活動に対する配慮も考えて日弁連の意見として、いわば指針的なものを出した、とそういうことです。私の気持ちとしては、指針の方がより厳しいんじゃないかと思っただけなんですけど、ガイドラインの方が守るか守らないか決めて下さいということだからよりやさしいんじゃないかという風な理解なんですけど、どうも弁護士会の主流になれないですね。やっぱり弁護士会というのは、やっぱり判断基準みたいなものを作りたいというようなレベルの議論にどうしてもなつてしまいがちなんです。で、それが答えなんですけども、もう一つは侵害利益の侵害態様に重きをおいたというのはそれは事実だろうと思います。ただあの被侵害利益がまったくはないかという、はいっているんじゃないかという風な理解なんですけど。例えば、一番最初の先祖の因縁やたたり、あるいは病氣、健康の不安を極度にあおって精神的混乱をもたらすつていうのは、被侵害利益

は精神的混乱ともとれるのではないかという風に思いますけど。確かに、多額な被害とか、あるいは被侵害利益と
いう以上、借金をするまでした被害がでるとか、あるいは生活が波綻する程現金を要求するとか、そういう事は確
かに書いてないと思うんですね。それは、日弁連内でもいろいろと議論をして多額という概念というのは人によつ
て違うんではないか、と、あるいは生活が波綻するっていうのもそれもどのレベルをいえばいいのかというレベル
論があつていれなかつたっていうのは事実ですけども、僕はいれても別におかしくはない訳ですから、いれても
いいんじゃないかと思つてますけど。だけど、他意はなく外形的行為に限つただけだというのが結論です。それじゃ
あ、答えになりませんか？長谷川先生。

司会者 桐ヶ谷(創価大学)いかがでしょうか？

質問者 長谷川(弁護士) 宗教団体にも守ってもらいたいという願いが無いという事です。まあこれ以上は申
し上げる事はないと思うんですが、結局、伝統的な違法性の考え方だと被侵害利益と侵害行為の態様との相関関係
によつて違法かどうか決まる訳ですので侵害行為の悪性が非常に強いというやつはもうそれだけで違法ということ
になります。そうでない様な、どの教団でも行われている様な行為の態様がですね、書かれています。と。例えば
三番目の信者及び職員の処遇のカッコ1のマル1なんかは、本人と外部の親族や友人・知人との面会・電話・郵便
による連絡は保障されているか、と。これは普通多くの教団で修行するような時は保障されていないと思います。
但し、病気になるったりとか、大変な事が起きたというような時には当然連絡している訳ですので、どういった利益
が害されているかということとは分離して、こういった行為は一般的におかしいよ、というような事はいえないん
じゃないかなあという感じがしたもんですから、もう少しこの侵される利益に重きをおきえなかつたのかなと思
います。これはなかなか表現するのが難しい事ではあるかと思えますけれども、どういふ議論があつたのかなとい

風に考えて質問した訳です。

解答者 紀藤（弁護士）意味がわかりました。ここに但し書きをいれればいいという議論ですかね？あるいは、病気や何とかの場合という特段の事情をいれればいいという趣旨ですかね？

質問者 長谷川（弁護士）マル3の所に信者が健康を害した場合とあります。こういう場合も私が属している教団では風邪をひいたとか腹痛がおきたとかいうことでは、連絡はしない。但し、内部に医者がいって治療してくれる訳です。しかし、例えば盲腸で手術が必要だとか、そういったような時には連絡をとる事が普通なんですから、表現しにくいのかもかもしれませんけれども、程度の問題という事があるような気がするんですね。

解答者 紀藤（弁護士）確かにそうですね、程度の問題はあると思いますけど。さっきのマル1の場合は、保障されているとみるんでしょうね、おそらく。結局、特段の事情があれば保障している訳だから。

質問者 長谷川（弁護士）だからそれは、保障されているその教団は保障されているという風にまあ読めということなんだろうとは思いますが、この基準が一人歩きするという不安を私ももっていた訳です。例えば本日もこの10頁と11頁だけが配られています。新聞に載った時、この第三の基準だけが表になってのついでに、そうすると、これはこういう事をやる教団はですね、悪い教団だ、と読んだ人はうけとりかねません。私は日蓮宗ですけども、日蓮宗の信行道場とか荒行なんていうのは外部との連絡を断ってやっている訳ですから、これを読むと日蓮宗は悪い教団だと思われちゃうという心配が宗教者の側にあるので、それで宗教者の方がやっぱり冷やかな目でみているという現実があるかと思うんです。宗教者と協力してやっていかなければ被害は救済されえない訳ですが、宗教者の方がなかなか、この協力しないということは、今のようところで誤解が双方に発生しているのが原因なのかなあと、もう少しお互いに努力しなければいけないという風に思います。

解答者 紀藤(弁護士) 是非、宗教界の方で対案を作って頂いてです。日弁連意見書は、確定的に出しているようにみえますけど、改めないという訳ではないんですよ。だから、また日弁連で当然、決議されれば別に新たなものをだすのは構わないと思いますし、そうなるべくして出したものというか、これに対案のようなものがあれば、逆にむしろ出して頂きたいという風に思っていたんですけど、ところがガイドライン案を1996年の2月に発表した時も、この基準の元になったガイドライン案というものがあつたんですけど、その後対案が出ないんですよ。3年待っても。だからむしろ出してもらいたいのはこちらの方なんですけど、期待をしているんですけど、いろんな宗教団体で自分達はこれで守っているんだというふうなものが是非みせて頂きたいなあという風に思います。恐らく、僕は長谷川先生のように、これは世論とか国民に対する理解の問題かも知れないんですけど、僕はそんなに国民はバカじゃないと思ってるんですよ。もつと賢いと思つていまして、だから荒行の遮断に關してです。それだけ取り上げて、それはおかしいというふうな人は、僕はそんな人はほとんどいないと思つますけれど、だからあんまりそれで世論形成を考へても…というのが僕の理解なんですけど。それはまあ価値観の問題ですので、もうちょっと一日位つめないと難しいかも知れません。人間に対する理解の問題ですので…。

司会者 桐ヶ谷(創価大学) あの、この問題に關連してのご質問ですか。所属とお名前をどうぞ。

質問者 池田 無所属です。池田と申します。

司会者 桐ヶ谷(創価大学) 池田先生からは別個に質問も出ておりますがそれにも絡むものですか？

質問者 池田 いやいや、それではなく…。

司会者 桐ヶ谷(創価大学) 純粹に今の問題に對してですか？

質問者 池田 今の紀藤先生の発言に關連して三つだけお聞きしたいと思います。一つはですね。この弁護士会

のまとめたものが指針であるとか、ガイドライン的なものだとか、二つの言葉が使われています。この二つをどういう風に相互を区別して理解したらよろしいのか、とそういうこと。それからですね、二つは、今いろいろ具体的に討論・質問があつて、話し合いがなされた荒行の宗教行為に対して、これを法的なレベルつまり行為を規制する規範を立てて取り上げてよろしいのか、不適切なのかという問題がありますね。あるいは、因縁やたたりとか、これらのことで病氣、不安などが起こるとか、こうした考えには日本人の過去から今日までだけでなくこれからずっと続くであろう勸善懲惡の因縁の論理が支配しているんですね。このような宗教行為に対し法的レベルから善悪の価値評価をしてよいのか、という問題がありますね。このように宗教的な行為の思想の中身に立ち入って価値判断をもつことは、宗教行為の犯罪を取り扱うさいに、一定の予断をもつことです。この予断をもって犯罪としての宗教行為の動機と結果や目的と手段を考えると、これらを客観的に正当に理解することが出来なくなりますね。さらに犯罪を認定しようとするさいに、強くだとか弱くだとか、煽るとか、修辭的な感情的な表現が使われていますが、これでは客観的に公平な犯罪の認定がなされるのか、疑問と思います。三つは、カルトという言葉が使われていますが、どんな意味でこれを捉えていますか。定義の問題です。

解答者 紀藤(弁護士) 今、二点じゃないんですかね?お答えする所はどこにしなければいいですか?

質問者 池田 指針とガイドラインの違い、これをはつきりさせてほしいということと、今ひとつはこういう宗教的な修行内容の具体的な問題について一定の規範をもって不適切に、つまり予断をもって犯罪の宗教行為の動機と結果の因果連関を考えてよいのか。そうだとすると、そこには信教の自由の問題にピピッと触れる問題があるんじゃないかと、私は宗教にはヴェーバーの云う意味でオンチなんですがそういう事を感じるんですが…。さらに、カルトの概念について。

解答者 紀藤(弁護士) ちよつと質問の方がわかりにくいんですが私の理解してお答えすると、指針とガイドラインという言い方は私の私見なんですよ。確かに何でもそうですけど、長谷川先生の疑問もよくわかるんですよ。その指針ができるそれが一人歩きするというのはその通りですよ。法律なんていうのはまさしくそうですよ。立法趣旨なんていうのは一番最初に立法提案の理由というのがありまして、そこに提案理由がはいっている訳ですけども、実際には法律ができる提案理由を離れてそれが一人歩きするというのはある意味では当たり前で、後世の人がその法律を文言解釈していくというのは当たり前のことだろーと思えます。それを前提にしてざつぱらんに、正直にお話ししますが、私は指針の方がガイドラインより効力が強いという風な理解なんです。これは恐らく、山口先生もみえています。山口先生は意見が違っても知れませんが、私は指針という方がよっぽどこれをあてはめなければ違法だというようなレベルを基準としているみたいで、よっぽどきつい言葉で、ガイドラインであれば、それはガイドラインなんだから守るか守らないかというのはその宗教団体の実情によつて決めるべきだというか、先程いった経団連憲章みたいなもので、企業が守るべきガイドラインみたいなものをそれは各企業の実情に合わせて作るべきだというのは、いわばお願いのレベルです。指針というのはだからもつとキツイ言葉だ、と私はそういう理解なんです。だからよりやさしくいうとガイドラインの方がいいなというのが私の発想です。但しそれが日弁連内の多数意見にならなくて指針になった訳ですよ。で日弁連内の多数意見はガイドラインの方がおこがましいという意見なんです。指針の方が弁護士会らしいというんですかね。確かにそういう理屈の方が正しいのかも知れませんが、要するに会としてこういう風に判断しているという方がわかりやすいという事です。だから当初の私の理解からは離れている訳ですね。ただ僕なんかはできれば宗教側でガイドラインを作つて欲しいという最初の希望がありましたので、今だにいろんな宗教団体にできればこういうの作つてもらえませんか、とかでき

ば対案みたいなのがあれば助かります、とかそういうことをずっと言い続けてきていますので僕の中ではガイドライン的な色彩が多分強いだろうと思います。ですけど、外形的には指針としてでき上がっていて日弁連全体の提案理由としても消費者被害があった時の基準のレベルの問題として考えられている、と。それから法的なレベルの問題ですけれども法的なレベルでいうと、恐らくこれはあくまでも判断基準、人権侵害についての判断基準ですから、そこにはその法で守られている人権侵害のレベルに達しているものとそうではないものと恐らく何種類かレベルがあると思います。でもしかも1個だけ取り上げてこれが違法だといっている訳ではなくて全体の中で全て不可分に構築されている訳で三つ合わせると違法になる場合もあるかも知れませんがそれだけでは違法にはならない場合もあるという意味で、あくまでも判断の基準のレベルを出ていないんですね。だから、法的な違いというさっきの質問から言わせて頂くと指針とガイドラインで恐らく指針の方がより法的なレベルに近いものだと思います。ガイドラインの方がもっと曖昧なものです。ただ指針だからといってその指針の全部に違反すれば恐らく問題でしょうけども、一部に違反するからそれで問題だ、と例えば、領収書を払わないからそれだけで問題だという風な理解ではありませんので、これが全て法的なレベルに達するとは思ってはいけません。恐らくこれは多分日弁連全体の意見としてもそれは同じことだと思います。それから、もう一つさっき因縁やたたりの問題がでしたけど、因縁やたたりをしゃべった事が判断基準に影響を与えるという風には書いてはいないんですね。因縁やたたりを、あるいは病気の不安を極度に煽って精神的混乱をもたらすという訳ですから要するに、ただ言うだけではなくて不安を極度に煽って精神的混乱をもたらすというレベルに達していないと判断基準では問題ないだろうという理解です。ただ不安や先祖の因縁やたたりをいうだけでは問題はないという事で、先程のご意見はちょっと違うんじゃないか、と。それから、もう一つはその福祉的なものだという風なことをいわれましたけど法律は福祉的なレベル

の法解釈なんていうのはいくらでもある訳で要するにある人権と人権が同じレベルで対立しているという様なレベルの話というのは、昔というか190年代まではともかく、労働基本権が認められた時代に福祉的な考え方をいれない法律なんていうのはあり得ないですよ。労働基本権自体がそもそも福祉的な考え方を前提としていますよね、それから生存権なんかもそうですよね。ですから、判例だって消費者被害の場合だと詐欺とか恐迫のレベルに達していない不安な状態だとか、困惑とか煽るとかいった行為とかですね、また即断即決ですとか、そういうものを違法性の要因とするケースもある訳で、今のさっきの理解は多分法律に対する考え方が190年代以前の法律に対する考え方に非常に近いもの。だから、現時点の法律のレベルとはちよつと違う事をおっしゃっていると私は思います。それから感情的言葉といわれましたけど、私が使っている言葉は感情的な言葉ではなく、判例で使っている言葉なんです、ですから、法律用語そのものでありまして、ただ民事的な違法というのは、刑事的な違法と違って構成要件というか要件が曖昧、元々曖昧なんです。なんでかといったら、不法行為としか書いていないからです。不法性とか民事では書いてありませんので、その不法性のレベルの判断というのは社会通念で決まるという風な事なんです。で社会通念で決まるというのは、その時代時代で決まるという事です。だから例えばさっきセクハラの場合をいいましたけど、セクハラは少なくとも一〇年くらい前までは不法行為のレベルではとらえられていなかったものなんです。ですけど、今はセクハラ、セクシャルハラスメントというのは不法行為のレベルではとらえられるようになってきています。いわば昔は道德的なレベルでとらえられて、違法性のレベルではとらえられてはいないんですよ。ですけど時代、時代によってそうやって判断がかわってくるというのは当たり前なんです。どうしても曖昧の要素が残るといっているのは民事の違法というの、刑事の違法と違って一円単位で計算できるところから出てくる問題ですから、やつぱりちよつとご理解頂きたいなという風に思っていますけど。ダメですか？

司会者 桐ヶ谷(創価大学) はい、それでは山口先生。あの他にもまだいくつか質問があると思いますが、手短かにできればお願いします。

発言者 山口(弁護士) 紀藤弁護士がいわれましたが、私自信も日弁連の判断基準の作成に関わってきた者なんです。私の理解では、何故判断基準が必要なのかという日弁連としての議論につきましては、多くの弁護士やあるいは消費者相談センターなどが宗教絡みの相談についてよくわからないという事で様々な角度で深刻な相談があるにもかかわらず尻ごみをしてきた。この為に、この種の問題がオウム真理教をはじめとして被害が拡大してきた。そういう反省をふまえて弁護士でも宗教をよくわからない弁護士でも、惑いは消費者相談センターなどでもこの種の問題の相談がきた時に具体的に相談の事案について考える物差しがあった方が便利である。その方が適正な対処ができるし対処を誤らなくても済むんじゃないか。まあそういう観点からこういう判断基準を作ったものでありまして、決して団体自体の適否を判断するかかそういうものではない。従いまして私の理解は紀藤弁護士が言いましたのと全く違っていきまして、これは判断基準とか指針とかそういうものではなくて具体的な相談事例があった場合にそれをどう考えたらいいのかということについて日弁連としての考え方を提案したものであって、それについて宗教界やその他の所からの様々な議論があれば、それが更に世論として形成されていって日弁連としての考え方、あるいは具体的な事案において対処する際により良い物差しができればいいかと思っております。その意味では、あくまでも日弁連としての判断基準を提案したものであるという事で私自信は理解しております。

司会者 桐ヶ谷(創価大学) はい、どうも有難うございました。この問題はこの学会の中でも最も関心の高い問題だろうと思えます。まだまだ議論が尽きないと思えますが、時間も少々押してまいりましたのでこの程度にさせていただきます。次の質問に移りたいと思います。一つは瀧澤信彦会員からオウム教団の活動を規制する立法措置を

という動きがあつたことについて憲法の信教の自由の観点からどう考えるべきか、との質問が平野会員に出されております。

解答者 平野(龍谷大学) 今日私が説明させて頂いた中では触れなかつた問題なのですが、信教の自由について一定の限界がある事は否定できないとしてもそのような限界を考える際に重要な事の一つはまず可能な限り外形的なレベルでとらえるという事でしょう。もう一つは宗教的中立性の問題にも関わってくるのですけれど、各宗教については当然中立の立場での立法が必要だろうと思う訳です。特定の宗教教団を狙い打ちするような立法はやはり違憲の推定をうけるだろうと思います。ある要件でこういう事をする場合が禁止されるというような一般的な法規制にとどまるべきです。もちろんそのような法規制についても私はやはり信教の自由の優越的な地位というのを考えた場合にはやむにやまれない様な目的の為の規制であつて必要最小限度のものにとどまらなくてはならないという原則に従つたものでなければならぬと考えています。以上です。

司会者 桐ヶ谷(創価大学) 先生、よろしいでしょうか？

発言者 瀧澤(北九州大学) 今お答え頂いた通りだと思つております。アメリカの最高裁の判例法上は少なくとも今おっしゃられたように宗教を特に標的としてこれを規制する様な法律を議会は制定してはならない、その意味で宗教は立法禁止事項とされてきました。これはいわば信教の自由の最低限度の保障ラインであり、従つて今日のテーマに即して申し上げれば、それは宗教活動の限界の問題ではなく、最高裁の判例法上は、一般法と宗教的義務の履行行為、実践行為との衝突の場合に一般法の適用免除が憲法上要求されるかどうかということがまさに宗教活動の自由の限界の問題として論議されてきたという事です。

司会者 桐ヶ谷(創価大学) 有難うございました。次に、棚村政行会員からの質問で「宗教活動の限界」というの

はどこが一線を画するのでしょうか」というものです。「どこが」というのはどういう主体がという意味でよろしいでしょうか。それから、二番目の「法的境界と道義的レベル。宗教的レベルの境界との相互の関係をどうみたらいいでしょうか」。それから三番目が「ガイドラインはどこに位置しますか」というご質問です。一応三人にあっておりますが法的境界と道義的レベルの問題等、紀藤会員が発表なさっておりますので、とりあえず紀藤会員お答え頂けますでしょうか。質問を補足して頂けますか。

質問者 棚村(早稲田大学) 法律を専門としない宗教団体の皆さんもいらっしゃっておりますので、結局法的なレベルで宗教活動が問題になるだけではない。家族とか他人とか、広い意味ではその社会とコンフリクトをおこなっている宗教団体ができた場合、対立とか緊張関係が出た場合、どういう風に解消するのか、そしてどこに調和点を見つけるのかは、いろんなレベルで問題になると思います。そこで先程から問題になっているのはどうも法的なレベルでの境界とか法的な所での議論になってはいないか。ところが、これはかなり問題だけれども今だに違法とまではいえないという領域がある。だとすると強引なだけども、それから社会的にみるとかなり問題があるんだけれども、法的には許されるという所の境界を一体誰がその画していくのか、法ついているのは他律的な外から国家が強制するものですけれど、自律的な内部的な規制という点で、ガイドラインとか指針とかいうのが役立つように思われる。宗教界は宗教自体の中に内規とか慣行とかルールという事で法的なルールとか社会的なルールと宗教的ルールとがもし対立・緊張関係があるんだとしたら、その宗教団体それぞれが共通項としてこれは問題だろうという何かコンセンサスが出てくればそれはそれでいいですし、それから宗派の特性とかいう事で、問題にすべきではないという事をむしろその宗教界の側で一つのレベルとして明らかにしていく。社会の中でもその議論をして社会的なルールとかそういうものを明らかにしていく。そして最後に出てくるのが法的な境界という事ではな

いか。まさに外から強制的にされるのは、それが機能しない場合ではないか。議論の中でも法的な意味での宗教的活動の限界というレベルだけではないか。だけでも、宗教界からみた限界は自分達の宗教活動はどこまでは許されるのかというあたりの所を聞きたかったものですから。

解答者 紀藤(弁護士) 僕より平野先生の方が…。

解答者 平野(龍谷大学) 問題には幾つものレベルがあると思うんですね。私自身は例えば宗教界でこういう事については自粛しようだとか、そういう申し合わせができればそれは大変結構な事だと思います。しかし、現実にはやっぱりいろんな考え方があって、なかなか難しいんじゃないかなと思う訳です。だから一つの何か協議会みたいなものを作るのは不可能な事だとしても、しかし、一定の宗教界の世論というものができればそれはそれでいいのかなと思います。それから法的な規制というのは、これはやっぱり道義的なものと比べると最低限度の所で考えなければならぬだろうと思っております。それからもう一つ思うのは、その場合でもやっぱり私は寛容の精神というものは大事だという風に考えている訳です。これからもう一つ思うのは、その場合でもやっぱり私は寛容の精神とすればいい訳ですが、しかしおかしいという批判をしながらも、それを一定の所でやっぱりとどめるといふ事さえふまえれば自由な批判というものはなされていいだろう、という風に考えております。非常に抽象的な話ですが。

司会者 桐ヶ谷(創価大学) よろしいでしょうか。

質問者 棚村(早稲田大学) 法的にこの問題には責任は追及できないからやっつけていいという話しにはならないと思います。その時に先生がおっしゃった様に宗教界でコンセンサスがあればいい。問題によってその行為によってある領域によって随分違うと思うんですけど、宗教活動の許容範囲についてのコンセンサスを作る努力がされる事

によつて国家からの介入とか規制とか法的なレベルでの他律的な強制というのを回避できると思うのです。ですから部分社会論でもその自律決定論でもそうですけども、その部分社会が成熟していつて自分達なりの自己規制とかあるいは自分たちなりののはつきりとしたルールというものを表に出してその中でやつていけば、まさに法的な責任とか他からの介入を大分、抑制できる。信教の自由を守るといふ事はある意味では自分達の活動に対して自らがその限界を画していくということがまさに法的な規制とか社会的な非難とかそういうことに対して自浄努力みたいな事になるはずですよ。ですから、先生がおっしゃっている事も変わりはないと思いますし紀藤弁護士がおっしゃっている事も変わりがないと思うんですけど、その中でやっぱり指針を各教団とか各宗派がどう位置付けてどういう風に自分達に合った規範を創造していくか。自らはこう決するということのように。

司会者 桐ヶ谷(創価大学) 宗教界の中でコンセンサスということと同時にやはり基本は、自分の教団でどのように自浄努力をしていくかということが根本にあるのではないかなと思います。信教の自由の中でやはり道義的にしる法的にしる——まあ法的になつてくると裁判等でもつて争われることになると思うんですけど——、そのような問題でひんしゆくをかうような教団というのは信教の自由の競争の中で淘汰されていくというのが正常なあり方ではないかという感じがするんですけど。

解答者 紀藤(弁護士) 僕はですね、淘汰されるレベルの問題だとは思つてはいないんですよ。国家権力というのはそんなに甘いものではないと思います。棚村さんの質問の趣旨がようやくわかつたんですけど僕もかなり棚村さんの意見に近くて、結局法的に解決できない道義的なレベルで必ず残るんですね。最後は、絶対残るんですよ。でその道義的なレベルというのはさつきもいいましたけど、その信者をいけば信者から信者の体ごと献身するとかですね、惑は神慈秀明会の事案でもあつたんですけど、要するにサラ金まわりをさせてですね、サラ金させて献金

させるとか、それはその真摯な意志だからサラ金から借りてでも献金するという気持ちはありますよね。そりゃありますからそれをやった事自体は違法じゃないとかです、そういう判断につながっていく訳ですけども、それは確かに寛容の精神ではあるんですよ、だけでも、周りからみるとやはりその子供の人権でもそうですけども、そこには何らかの道義的問題が必ず残る訳です。そうすると、一般世論はどこを指すかというところ、法がないんだつたら法に不備があるんだという風な理解になっていく。で、法ができていく、で法ができていくとそれだけ信教の自由が侵害されていくという、私はそういう理解を示してまして、国家権力や世論というのはそんなに甘いものじゃないと思います。だからこそ、自制が大事だと。だから道義的なレベルを是非とも守って頂きたいという風な理解で決してそういう悪い宗教が淘汰されていくという様な私的自治のレベルで考えるのは今の社会というのはそんなに甘いものではないというのが私の意見です。

司会者 桐ヶ谷(創価大学) その所は異論がある所ですけど、時間がもうありませんので先に進ませて頂きます。さっきのお約束の時間の一二時三〇分を経過してしまつたのですがあと一問だけよろしゅうございますでしょうか。西牧会員からの質問なんですが、オウム真理教の内容の違法性の判断を教祖の判決が出る前に公的な監督機関でできませんか? というのが一つと、特に平野会員に民法三九九条の判例及び臓器移植法と大本教との関係についての質問です。少々細部にわたるかも知れませんが補足頂けますか。

質問者 西牧(大阪経済法科大学) 宗教の教義の内容の事についてなんですが紀藤弁護士がちよつとお触れになられた様に結局今問題になつてきているオウム真理教というのはその問題と違うかなと思います。周辺の住民の方々はやっぱり不安感をもっている。それからオウム真理教の方々はやっぱり不利益の取扱いからの自由、これをいつている訳です。その地区に移住しようと思つた時にその市は、市長は受け取らない、と。そんな状態の時にやっ

ぱり住民とか我々国民とかの疑惑を払拭する為に、一体そのオウム真理教の中身はどういうものか。今あの麻原氏のいろんな言葉とか大体そういう事は理解できると思うんです。まとめる事もできると思うんです。これを、例えば、我々の宗教学会とか或はいろんな宗教関連の方々、そういった私的機関でも結構ですし、それから文部省の監督庁とかそこでも結構です、判断できるのではないか。それから裁判の結果がでるのが10年先であるというように予想されています。それでは長すぎます。それから民法339条というのは、339条の所にある判例がありました。

(東京地判大正二(ワ)九二二号新聞第九八六号二五頁)。金銭に換算できない様なものは強制執行(債権に基づいて)可能かどうか。あるお寺がお経をあげるというそういう約束があつてそれをしなかつたとして、壇家の方がお寺を訴えている訳です。現在の憲法では信教の自由ということがはつきりしているんですけど民法の場合、しかも大正の頃ですからまだそれ程信教の自由とかそういう事がいわれていないのですが、今からみますとまさにお経をあげるということが強制執行で可能かどうかという事に絡んでくると思います。私は平野先生と同じ見解ですのでこの判例をどう考えたらいいのかと思っております。以上です。

解答者 平野(龍谷大学) 先生から質問がでていんですけど公的な機関で判断をするということは私それではできないだろうと思います。先程お話ししました様にむしろ宗教界なら宗教界で、判断するという事にやはりとどまらざるを得ないだろうと思います。お経の話ですが強制執行には親まないと思われまます。それから、臓器移植の事が出ていりますが臓器移植と大本教との関係というのが質問事項にありました。大本教は確か臓器移植に反対しているという事ですが、これをどう考えるか。これはまさしく信教の自由の問題でありまして、ある立場から反対するっていう事は全く問題は無い訳です。日本ではいわゆるコントラクト・インの形式をとっていますので臓器提供したいというドナーカードに書いたならそれを有効として扱う訳です。コントラクト・アウトという観点で特に

臓器提供しないという意思表示をしないと臓器提供の意思があると推定されてしまうという法律がもしあったとしたら、ちょっと問題になるであろうと思いますが、そういう場合、アメリカの一部の州では先住民の死生観を受け入れて先住民族については別扱いにするという様な州法があったと思うんですね。そういう風にやっぱり尊重されるべきだろうと思いますが、日本とかでは今のところ問題にならないであろうと思います。

司会者 桐ヶ谷(創価大学) 有難うございました。あと池田先生からもう一問ありますし小泉先生からも質問がございまして時間も大分押しておりますので…。

解答者 平野(龍谷大学) それでは小泉先生が質問されている分なんですけど、未成年者の問題なんですけどこれは非常に難しい問題です。よく外国でも問題になるのは例えば輸血の問題の時なんかの扱いです。私は未成年者としての民法の20才の年齢でできるっていうのには反対です。民法も御承知の通り、遺言、養子縁組については15才でもって自分の意志でできるという規定がある訳ですし、それから15歳で義務教育が終わりますので、その点で考えればいいのではないかとこの風に考えております。

解答者 紀藤(弁護士) 最後に一個だけ発言したかったので有難うございました。質問の回答になっているのかどうかかわかりませんが、今日私が来て一番勉強になったなと思うのは平野先生の「宗教的人格権」という最後に出てきた言葉でありまして要するに信教の自由の限界を画する概念の一つ、最後のレベルの問題かも知れませんが「宗教的人格権」という言葉でくれないかという意見です。実はマインドコントロールの違法性を問う伝道の違法性を問う青春を返せ裁判というのは宗教的人格権の侵害というのが柱でそれで組み立てられた裁判です。それで負けました。何故宗教的人格権をたてたのかというのは要するにこういう事です。宗教を選択するか否かはその人の最も根源的な宗教的な判断に属する事項だという事です。それは経済活動でお金を出すか出さないかを判断す

るよりも最も大切な自由でありまして、宗教を選択するか否かをいわば情報をコントロールしあるいは嘘をつき、あるいは不安を煽って宗教的選択をさせるという事自体が宗教的人格権の侵害という風に立てたんですね。ですけど今の所、平野先生もおっしゃる通り宗教的人格権というのは裁判例では認められていないという事もあってそれで負けたんですね。今、弁護士は、実はその点を反省してまして、これまでの判例で培ってきた消費者被害のレベル、いわば人格権の侵害までといわなくても、目的・手段・結果で違法。例えば、不实告知とか困惑のレベルで違法といっているのに、わざわざ人格権侵害まで立証するとなるとえらい大変で、だから負けるんじゃないかという議論も弁護士の中にはありまして、宗教的人格権を立てることについては、一部、疑問もある訳ですね。ですけども、平野先生のおっしゃっている事が実現できるものであれば、宗教的人格権というのが、伝道とか働きかける自由というのも当然ありますけれども、最後は本人が自由な意思で決断するという意味での選択の自由というところを権利として確立してもらえると、実務上非常に助かりますし、私の平野先生に対する希望、他の先生方にもお願いしたいなあという風に思います。

解答者 平野（龍谷大学）その問題は、私が今最も関心がある所なんですけど、大変難しい所を含んでいると思います。先程、違法性と被侵害利益の問題もできましたけれど、何が侵害されたのかを考えると輸血の問題を例えれば、身体だとか健康だとかいうレベルでとらえたら手術が成功すれば、被侵害利益はないんじゃないかという事になってしまいう訳ですね。しかし、それでいいのかというと私はやっぱり、そうは思わない訳です。それは宗教的自己決定権という名前をつけるのか、宗教的人格権と呼ぶのかは別にして保護されるべきひとつの権利の問題だと思います。そこを今後、つきつめていきたいという風に考えております。

司会者 桐ヶ谷（創価大学）大変重要な問題であり、微妙な問題も含んでいて、多岐にわたる問題点があり議論

はなかなか尽きませんけれども、これでシンポジウムを終わらせて頂きます。不手際で時間が遅くなりましたこと
をお詫びいたしまして報告を終わらせて頂きます。どうも、有難うございました。